

議案第 33 号

那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議のため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

大田原市長 津久井 富雄

那須地区広域行政事務組合同規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、那須地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、同組合の規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

令和3年3月 日

大田原市長 津久井 富雄

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須町長 平山 幸宏

那須地区広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

那須地区広域行政事務組合同規約（昭和36年栃木県指令地第237号）の一部を次のように変更する。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「沼野田和439番地」を「沼野田和493番地」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。